

岩手県告示第502号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年5月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成22年5月12日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社七戸工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字戸田第22地割14番地1
 - ウ 代表者の氏名 七戸正美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第7569号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業及びは装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年5月11日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業及びは装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成22年5月7日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社小原板金
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市下江釣子11地割130番地
 - ウ 代表者の氏名 小原力
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第50012号
- (3) 処分の内容 防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年4月28日付けで防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。